

令和 8 年 1 月から 精神障がい者保健福祉手帳 2 級の方が 新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

自己負担 原則 1 割



精神科の通院治療にかかる医療費を無償化します

現状

令和 8 年 1 月から

医療保険 (7 割)	自立支援医療 (2 割)	自己負担 (1 割)	医療保険 (7 割)	自立支援医療 (2 割)	重度医療 負担 (1 割)
---------------	-----------------	---------------	---------------	-----------------	---------------------

医療費助成の流れ

助成を受けるには、自立支援医療と重度心身障がい者医療の両方の受給者証が必要です。
受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。

埼玉県内の医療機関を受診したとき

現物給付

窓口での支払いはありません

※医療機関により償還払いとなることもあります。

埼玉県外の医療機関を受診したとき

償還払い

窓口で自己負担金（原則 1 割）を支払い、
後日、市役所へ還付の請求をします

注意事項

- ・ 65歳以上で精神障がい者保健福祉手帳を初めて取得した方は対象外となります。
- ・ 所得に応じた支給制限があります。

精神障がい者通院医療費助成制度にて助成を受けている方へ
重度心身障がい者医療の受給資格登録を受けると助成の範囲はそのままに埼玉県
内の医療機関を受診したとき現物給付（窓口払なし）が使えるようになります。

